

北広島市次世代育成支援特定事業主行動計画に基づく 平成28年度の状況

この計画に基づく平成28年度の状況についてお知らせします。

1 計画の策定

次世代育成支援特定事業主行動計画の後半に係る計画を策定しています。

2 相談体制

職員課で各種制度等に関する個別の相談や質問に対応しました。

3 休暇等の取得状況



休暇等の種類	説明	取得人数	取得日数等
配偶者出産休暇	子の出生時の父親の特別休暇。3日まで取得できます。	15人	32日と4時間
育児特別休暇	1歳未満の乳児を育てる場合の休暇で1日2回、各60分取得できます。	—	—
配偶者の産前産後期間の子の養育のための休暇	配偶者の出産予定の6週間前から出産後8週間までの期間に小学校就学前の子を養育する職員がその養育のため、5日まで取得できます。	4人	17日
子の看護休暇	小学校就学前の子を養育する職員が病気やけがをした子の世話をするため、年間5日まで取得できます。(子が2人以上の場合は10日まで)	13人	29日と7時間
育児休業	職員が3歳に達する前の子を養育する場合に取得できます。	10人	—
育児部分休業	職員が小学校就学前の子を養育する場合に、1日2時間以内の部分休業ができます。	3人	各1年間
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する職員が、育児のため1日又は週当たりの勤務時間を短縮して勤務できます。	3人	2年と1か月間